

更新

許可番号 奥保 第3号

高度管理医療機器等 販売業
販売業 貸与業 許可証

氏 名 丸木医科器械株式会社

営業所の名称 丸木医科器械株式会社水沢営業所

営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字竈神 2-3

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条
第1項の規定により高度管理医療機器等の 販売業
販売業 貸与業 の許可を受けた者であるこ
とを証明する。

平成29年3月14日

岩手県奥州保健所長 杉江 琢美

平成29年 4月 1日から

有効期間

平成35年 3月31日まで

許可番号

奥保第18号

医薬品販売業許可証

氏名 丸木医科器械株式会社

店舗の名称 丸木医科器械株式会社水沢営業所

店舗の所在地 奥州市水沢佐倉河字竈神2番3

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定により、御売販売業の許可を受けた者であることを証明する。

平成30年10月3日

岩手県奥州保健所長 杉江 琢美



平成30年10月 5日から

有効期間

平成36年10月 4日まで

登録番号

奥保般 第 445 号

毒物劇物 一般販売業 登録票

住 所 仙台市太白区西中田三丁目 20-7

氏 名 丸木医科器械株式会社

店舗の所在地 奥州市水沢佐倉河字竜神 2番 3

店舗の名称 丸木医科器械株式会社水沢営業所

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物
劇物販売業者であることを証明する。

平成30年10月3日

岩手県奥州保健所長 杉江琢美



有効期間 平成30年10月 5日 から
平成36年10月 4日 まで

許可番号 03BS200054

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

事業所の名称 丸木医科器械株式会社 水沢営業所

事業所の所在地 岩手県奥州市水沢区佐倉河字竜神2-3

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成27年12月2日

岩手県知事

達増 拓也



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成27年12月8日 から

平成32年12月7日 まで